

令和元年 9 月 甲良町議会定例会会議録

令和元年 9 月 2 4 日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 認定第 3 号 | 平成 3 0 年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 認定第 4 号 | 平成 3 0 年度甲良町住宅新築資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第 5 号 | 平成 3 0 年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第 6 号 | 平成 3 0 年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 7 号 | 平成 3 0 年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 8 号 | 平成 3 0 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 認定第 9 号 | 平成 3 0 年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第 11 | 議案第 38 号 | 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 第 12 | 議案第 39 号 | 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 13 | 議案第 40 号 | 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 14 | | 議員派遣について |
| 第 15 | | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	1 0 番	建 部 孝 夫

1 1 番 西 澤 伸 明

1 2 番 丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男
総 務 課 長	中 川 雅 博
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎
税 務 課 長	西 村 克 英
企画監理課長	村 岸 勉
住 民 課 長	小 林 千 春
保健福祉課長	米 田 志保子
産 業 課 長	中 村 康 之

教 育 長	松 田 嘉 一
教 育 次 長	福 原 猛
学校教育課長	上 橋 純 子
社会教育課長	大 野 けい子
建設水道課長	北 坂 仁
人 権 課 長	丸 澤 俊 之
総務課参事	上 田 真 司
建設水道課参事	丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 白波瀬 愛

(午後 1 時 0 0 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和元年 9 月甲良町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 木村議員、9 番 西川議員を指名します。

次に、日程第 2 認定第 1 号から日程第 10 認定第 9 号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

8 番 木村議員。

○木村予算決算常任委員会委員長 それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

令和元年 9 月 24 日。

予算決算常任委員会委員長 木村修。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査結果。

事件の番号、件名、審査の結果と順番に読みたいと思います。

認定第 1 号 平成 30 年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第 2 号 平成 30 年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第 3 号 平成 30 年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第 4 号 平成 30 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第 5 号 平成 30 年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第 6 号 平成 30 年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成30年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成30年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定すべきものと決定。

審査経過。

認定第1号 平成30年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

財源は、地方交付税に頼っている現状で、住民税は人口減、たばこ税は禁煙による減収、また法人税も4割以下に落ち込んでおり、個人住民税に頼るとなると、仕事の確保をし、農業所得を伸ばすことにあるのではとの問いに、第3次財政健全化計画を令和元年度末に作成予定であり、収入と支出の考え方を整理し、中期計画を立てるとのことであった。

町税全体の不納欠損の86件882万5,451円は、公金横領に伴い、徴収停止を行ってきたものと関係があるのか、また分納や差し押さえに至らなかったのはなぜかとの問いに、徴収を停止したことによるものもあり、所在不明もいるとのことであった。

軽自動車税について、課税保留について検討するとのことだが、車検が切れている車に乗ることは道路交通法違反になるが、ナンバープレートを回収するなど対策をすべきだとの意見に、課税保留については慎重に検討をする、また納税相談の際に廃車手続を促しているとの回答であった。

町民税の特別徴収で未納になるケースとはとの問いに、個人事業主で特別徴収の意味がわからず未納になる場合があり、今後商工会と連携して啓発を行っていくとのことであった。

滞納整理の中で、催告無視で未折衝のものについて、支払い命令を裁判所から通知し、時効停止手続をしなければならないが、行政職員ではできないため、弁護士などに委託すべきだとの意見に、住宅使用料については昨年弁護士費用を計上していたが、未実施であった。しかし、令和元年度からは、弁護士と契約をして取り組んでいくとのことであった。

土地建物貸付収入電柱敷地料870円について、1本いくらかとの問いに町営林の林道の中の1本分であるとのことであった。

サブセンター指定管理者納付金10万円は何かとの問いに、シルバー人材センターに指定管理をしており、その納付金であるとのことであった。

町有地の貸し出しは、料金を平等にすべきであるとの意見があった。財産調書にあるかぶとの森や親水公園は町有地であるが、管理は字がしているので、

管理料を払わなくてはいけないのではないかとの問いに、親水公園は年間4万5,000円で管理協定を結んだとのことであった。

雑入のその他雑入453万2,342円の内容はとの問いに、コピー代や金属等売払代金、給与の保険事務手数料とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の弁護士業務委託215万600円の内容はとの問いに、住民監査請求1件、住民訴訟1件、公平委員会1件であるとのことであった。

議事録等作成委託61万8,624円は、行政の要点筆記ではだめなのかとの問いに、第三者委員会や職員分限懲戒審査委員会の議事録であるとのことであった。

再発防止策評価委員会運営支援事業委託198万7,200円については、職員の研修も含んでいるのかとの問いに、含んでいるとのことであった。

文書広報費の文書管理業務委託155万1,960円の内容と職員でできないのかとの問いに、文書の整理、登録、廃棄などの処理であり、業者任せでなく職員が責任を持って管理しているが、その業務が多く、委託しているとのことであった。

定住自立推進費の官民協働事業委託711万8,820円の内容はとの問いに、近江タクシーのラッピング90万7,200円、旅行観光パンフレット3万4,020円、新作能「高虎」作成業務委託162万円等であるとのことであった。

児童処置費の町計画策定支援業務委託48万330円について、子ども子育て支援事業計画の報告書は公表できるのかとの問いに、平成30年度と令和元年度にまとめるため、今公表をできるものはないとのことであった。

特産物のショウガなどの補助金は、どこに決算額が計上されているのかとの問いに、農業振興費のせせらぎ農産振興作物出荷推進事業補助金15万100円であり、PRを検討しているとのことであった。

夏まつりについては、2年連続中止だが、中止でも委託料が発生するのかとの問いに、キャンセル料であるとのことであった。また、実行委員会の立ち上げ時期が遅いのではないか、今後のあり方についてはどう考えるかとの問いに、実行委員会で協議するとのことであった。

防災費の町防災行政無線保守委託407万520円について、無線機の具合が悪いとき、役場に連絡することを知らない人がいるので、広報をすべきであるとの意見に、広報をするとの回答であった。

教育総務費の事務局費各種附属機関委員等報酬132万円について、いじめ問題対策連絡協議会の委員は誰かとの問いに、大学教授、スクールソーシャル

ワーカー、弁護士、臨床心理士の4人で、議事録は作成しているのかとの問いに、協議の部分省き作成しているとのことであった。その協議会では、虐待問題も含んでいるのかとの問いに、いじめ問題のみであるとのことであった。

社会教育費の資料館費ブックスタート事業報償15万8,112円で、人気の本は何かとの問いに、プレゼントの本は両保育園と相談しながら選んでいるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

広域化により、町の医療費が増大すると納付金が多くなるのかとの問いに、県全体の医療費の算定であり、町の医療費の増減で変わるわけではないとのことであった。

減免申請の告知をしているのかとの問いに、社会保険から会社の都合で退職し、国保加入になった場合は減免があるため、ハローワークや住民課の窓口等で周知している。また、税務課では、納付相談時に生活困窮の場合の減免について話をしているが、チラシなどは置いていないとのことであった。

県内のどこに住んでも同じ保険料が理想だが、低所得者には厳しい。課税徴収は県かとの問いに、賦課徴収は各市町が行う。また、若い世代の加入割合によっては、特別調整交付金や納付金算定時に調整されているとのことであった。

滞納者への催告書の発送時期と保険証の種類はとの問いに、催告書は7、8月に発送済みで、今後納付相談により分納誓約を結ぶ予定であるが、この場合、保険証は短期を交付する。また、1年分の分納誓約を結んでいて、1年ごとに見直し、生活状況を確認しているとのことであった。

横領に絡む件で、払っていないのに払ったと言えれば納付済みにしてもらえたと聞いたが、そういう事実はあるのかとの問いに、今整理中であるが、そのようなケースはないとのことであった。真実に相違ないという誓約書をつけるべきだとの意見に、参考にするとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

水洗化率が低い原因について、アンケートを実施した結果は、経済的理由、既に合併浄化槽をしているということであった。非課税世帯に対し、一部補助制度があるが、7万円であり、利用がないとのことであった。補助制度の周知や水洗化を進めるために、20万～30万円の補助を検討すべきであるとの意見があった。

下水道公営企業化移行支援業務委託は何かとの問いに、3カ年の委託業務で、累計4,320万円とのことであった。空き家も多くなり、水洗化が難し

いのではとの意見があった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

住宅新築資金について、連帯保証人のなり合いで担保力のない場合など、規制がなかった部分を認めておわびをするべきであるとの意見に、慎重に調べていくとのことであった。また、滞納者とは面談をするべきであるとの意見があった。

連帯保証人は2人だが、亡くなったらどうするのかとの問いに、債務は相続され、公正証書を作成しており、連帯保証人となる。しかし、生活保護受給者が連帯保証人になっているなど、回収が見込めない場合もある。税と性質が違い、不納欠損にできないため、その処理について検討が必要とのことであった。

買収しても家屋には資産価値がなく、土地のみの価値であり、計算すると赤字になるかもしれないとの意見に、対象は絞れるので、今後どのような方策をとるか検討するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

用地取得費の単価と平米はとの問いに、単価7,217円、64.48平方メートルで、河川とのことであった。

財産調書の町有地は合っているのかとの問いに、疑わしいので整理をしていく。また、残地について、土地整理を行い、一般会計の財産に含め、この会計を閉鎖する検討をしたいとのことであった。

町有地の管理について、札を立て、ロープを張り、周りにわかるようにと昨年指摘したが、できているのかとの問いに、札を立てて管理しているとのことであった。

ほかにも質疑や指摘があった。

認定第6号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

この事業は、一般会計から繰り入れているのかとの問いに、町の起債と墓地収入を基金に積み立てており、繰り入れはないとのことであった。

町外購入者はとの問いに、愛荘町の方であるとのことであった。引き続き、広報活動を続けていくようにとの意見があった。

認定第7号 平成30年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

介護保険料は県下で一番高い。また、給付費が1,000万円ほど伸びている。8期に向けての課題や保険料の引き上げはとの問いに、給付費の総額は計画より抑えられている。広域化などの県要望は行っているとのことであった。

滞納者を出さないための対策はとの問いに、新たな滞納者を出さないために

65歳到達者への説明と2年で時効が来るため、定期的に催告を行うとのことであった。

滞納の場合のペナルティはとの問いに、介護保険サービスを受ける場合の自己負担割合が高くなるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

被保険者の自己負担割合は、2割、3割になるのかとの問いに、国で検討されている段階であるとのことであった。

広域連合では、会計運営上、行き詰まっているのかとの問いに、健全な運営状況で問題のないとのことであった。また、要望は町として今後も発信していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成30年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

有収率の過去10年の推移はとの問いに、過去5年は85～86%台である。その原因は、配水管の漏水が考えられるとのことであった。

耐震診断の結果はとの問いに、呉竹、正楽寺の建物を優先に耐震診断を行った。その際、正楽寺の建物の壁面にひび割れがあり、その概算費用は1億6,000万円である。水道会計に影響が出るため、交付金を確認中であるとのことであった。このままの状態で行くと赤字になることも考えられるため、水道料金の値上げも視野に入れるべきであるという意見と、業務内容を改定しないままの値上げは反対である、例えば基本料金を10立方未満にするなど料金体系の根本見直しなどを行う必要があるとの意見があった。

不納欠損の理由については、死亡、相続放棄、所在不明とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 文言のところですが、5ページの介護保険のところですが、8期に向けての課題や保険料の引き上げはというて言われましたので、訂正が必要ですので、お願いします。

○丸山議長 8番 木村議員。

○木村予算決算常任委員会委員長 失礼しました。引き下げでございます。申しわけございませんでした。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成30年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 討論を行います。

一つ一つの個別事業の評価ではなく、幾つかの主な角度から30年度事業について、私の意見を述べたいと思います。

1つは、町民に寄り添い、暮らし応援の施策が後景に追いやられているということであります。

まず1つは、デイサービス事業の継続の努力を放棄していると言わざるを得ません。

2つ目に、介護保険料の軽減について、滋賀県一高い保険料の設定であることから、付帯決議が全会一致で可決をしました。当初予算の当時、推移を見ながら軽減に取り組むかのような印象を与える答弁をされていたことにもありますが、それに背いていると考えます。

次に、人口減少対策。若者定着、子育て支援の強化の課題についてはどうか。大変消極的というか、本気で対応しようとしている姿勢はうかがえません。その象徴が令和元年の当初予算。つまり、平成30年度以前に検討していた1億円を超える巨費を投入する七郎平改築計画やカーボンマネジメント事業関連費用に1億1,800万円の巨費の費用を投入する計画に熱中する政治姿勢に象徴してあらわれていると思います。

これらは、町みずから総合戦略に掲げていながら、国の誘導策が出ると飛びついて、その課題実行がおろそかになっていると考えます。

大きな2つ目に、不納欠損における根本的矛盾であります。不公平をさらに拡大した問題が露呈をしました。もちろん、これは行政行為の一つで、正當に運用されれば問題視することはありません。しかし、甲良町政では、依然として多額の税金等が不当にかつ不公平に不納欠損処理されています。納税者の死亡、突然の行方不明、生活保護の適用など、やむを得ない正當な理由であれば問題でないのですが、Kによる横領事件の混乱を理由に、徴収、督促自体をストップしたこと、それにかこつけて分割で納付する努力を意図的に放棄したと言わざるを得ないぐらい曖昧な生活困窮者という設定で、不納欠損としたことにあらわれています。その額は30年度だけでも約975万円、決算概要書に書かれている平成25年からの6年間の合計だけでも1億1,476万円となり、町収入の損失となります。

町民の一部では、横領事件が発覚してから、本来の未納であるにもかかわらず、Kに全部払ったとうそをつくことができると話題になってしまっています。こんなでたらめな事態に対しても、まともに行政が反論できないくらい行政事務の信頼は地に落ちてしまっています。

3つ目に、滞納に対する根本的な方針転換が求められています。減免規定の住民の権利と位置づけるところが弱いため、制度説明をする上で申請用紙をしっかりと渡すなど、まともな対応をされていません。その大前提とした社会的、経済的な弱者へのごくわずかな救済策さえも、例えば暖房費補助など検討されていません。それは以前から滞納の中心的原因が、生活困窮にあることをつかんでいながら、まともな検討のテーブルにも乗せていないことで明らかであります。

4つ目に、行政の任務、責任を果たさなければならない課題で、委託事業を多用し過ぎることです。しかも、それは職員による事務を遂行すれば可能になるにもかかわらず、高価な外部に委託をしていることです。例えば、庁舎内部の対策会議の議事録作成など、紙など消耗品だけで済む、要点筆記だけで済むにもかかわらず、100万円近くを使っています。

また、第三者委員会の設置も、町長の姿勢を明確にして、職員の職務を点検すればできることであり、わざわざ第三者委員会に検証してもらわなければならないこと自体が異常であります。

その上、せっかく出された第三者委員会の報告をどう活かすか、みずからの幹部職員の指針に深化させる努力がなされた形跡は見当たりません。

さらに、住民の代表である議会議員との議論、その報告をどう受けとめ、どう活かすかなどの議論を避け続け、このテーマでの全協開催の約束すら、いまだに実行されていません。

また、委託事業で目立つのはコンサルタントの多用であります。事業仕分けと称して、住民サービスを切り詰めること、町の事業計画自体も外部委託していることです。

行政上のトラブルを安易に弁護士へ委託していることも問題であります。弁護士は、一般的な事柄として法的助言をどのように取り扱うかについては、法的助言を受けた側に委ねられています。このように法的問題だけに限って弁護士は助言をする、こういうように述べておられます。顧問弁護士が述べています。弁護士は法的助言を行うだけで、行政課題の実行についての責任を負っていないことは明らかであります。

これらは、安易に外部委託を多用し、町長以下幹部職員が知恵を集め、議論の仕上げるものになっていないため、魂が入らず、町民の願いから外れ、業務改善ができないのが現状ではないでしょうか。委託費は総額で約4億円になり

ます。本来、職員で行えるものまで外部の委託のうち、本来職員で行えることと判断できる金額は私の計算上は約6,379万円に上ります。

5つ目に、町政運営でふれないわけにいかないのが、重大な不祥事の連続であります。ある議員の情報公開請求の開示資料の中に、513人分の税に関する個人情報が出た。否、流出させた問題であります。この事件は、管理の甘さだけでなく、公務員として踏み越えてはならないことを平気で実行しており、公務員としての自覚があるのかが鋭く問われる事件だと思います。発覚した後の対応も、法律に基づいて運営されているのか、行政のイロハを疑います。

まず、町長自身の危機管理が感じられないことであります。この重大なミスがなぜ起こったのかの検証の能力を疑います。発覚した直後、まず職員に事情聴取しなければならないところを、全職員にアンケートをとって、わざわざポイントをばかしたこと。さらに、不祥事を起こしたことに関して、管理職としての責任を問うことなく過ごし、何ら処分はいまだにされていません。全体の奉仕者としての緊張が皆無と断言していい状態が、同じ課で個人情報流出事件が発生する温床となっていると考えます。

以上、町政運営の柱とも言える課題に絞って意見を述べさせていただきました。このように、町民の暮らしに冷たく、行政の信頼を傷つける野瀬町政の平成30年度会計決算、これを認定することはできないことを申し上げて、討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番、山田裕康議員。

○山田裕康議員 反対討論を行います。

先ほどの西澤議員が言われたことと同じようなことになるかもしれませんが、この一般会計の決算書によると、弁護士顧問委託が余分に215万円出されており、個人情報流出においても弁護士を使い、何でも弁護士に頼めばいいという行政の考え方を浮き彫りにした決算書であると言わざるを得ません。弁護士に頼んでも、個人情報流出が進んだのでしょうか。何も進まずに委託料を払っただけで税金を使わなくても行政できっちりと検証を行ったのかと言わざるを得ません。町民の税金を無駄にしていると言えます。

また、この一般会計の決算書において、委託料が全部で4億6,040万9,000円が使われております。議会費が80万7,000円。総務費が8,818万2,000円。民生費が5,081万4,000円。衛生費が8,791万7,000円。農林水産業費が2,252万2,000円。商工費が1,922万5,000円。土木費が3,948万8,000円。消防費が1億320万円。教育費が4,825万1,000円と多額の委託料が使われており、財政が厳しい町がこれだけの委託料を使っていいのかと疑問に思われます。

行政のできるのなら行政でやってください。職員の仕事力の向上にもつながります。何でも人任せにしているので、個人情報流出などの不祥事が何回も起こり、身についていないということが言えるでしょう。

それと、重要なことは、議員必携の266ページに、決算審査の着眼点の歳入の審査に当たってで書かれております、不納欠損額が出ている場合には、なぜ不納欠損となったものか。執行当局が十分に町職員の努力をしているのか、やむを得なかったものか。反対に、どれかが不十分であったと言えるのか、よく見きわめて判断をすべきであると書かれています。

6月の私の一般質問においても、不納欠損の質問において、6,000件データにおける徴収を停止したことによる不納欠損分も含まれておりますと税務課長が答えております。このことは、徴収ということをしせずに、不納欠損を迎えたと言えますし、徴収業務をしせずに努力が不十分であったと言えることから、この決算については反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 私も反対討論でございます。

委託料が集中して、今上がっております。私も、委託料を中心に申し上げます。

昨年、平成29年度の一般会計決算の歳出総額は38億4,822万2,082円で、今年、平成30年度の一般会計決算の歳出総額は37億296万2,701円。その差、昨年より1億4,525万9,381円支出が少ないです。

私は、歳出の額は、その年の行政の仕事の出来高、仕事量だと思っております。予算の執行額は、町長以下百数十人の職員の仕事量、仕事の結果と比例しています。一概にそうとは言えない部分もありますが、総じてそのように解釈をしています。職員152人、1人2,436万円の仕事量になります。そうすると、前の年度より1億4,500万円も仕事量が少ないのに、予算科目13節委託料については、昨年4億7,626万円、今年4億8,115万円。489万円も多い支出です。これは、節別の支出では19節負担金補助及び交付金5億7,391万7,725円に次いで2番目に多い支出です。今、489万円も多い支出と言いましたが、単純に額の比較では、何やわずか500万円足らずの増加と思ひしや、そうではないのです。

歳出総額から委託費の占める割合、平成29年度決算では、12.37%です。そして、今年、委託料が占める決算では12.99%なんです。その差0.62%が、委託料は上がっている、増額しているんです。これ額で計算しますと、2,386万円の増額になります。決算書での委託料の科目は70節以上、200項目以上ございます。決算委員会で個々に指摘をしてきましたが、本来、

町行政、職員がやらなければならない業務までが委託され、町の職員にできる業務までが安易に委託されているのです。甲良町は、隣の町より職員が多いです。それは中には、仕事のできない職員、仕事をしない職員がおられるかも知れませんが、隣の町より職員は多い。その中で、委託料がこのような増えております。

町の行政力、職員力が問われます。そして、今日明らかになりましたが、町財産、町有地の掌握ができていない。どこに町の土地が有する、何番地、何平米、どこにどんだけあるかというその内容が全く示せないほどずさんな管理がされております。そのことが今日、浮き彫りになりました。少なくともこれは早急に町の財産である土地、町有地を掌握して、完全なる管理をしていかなければ、大きな町の損失につながってきます。

そういうことから、私はこの委託料、そして町有地の管理において、その支出が適切でないということから、一般会計の決算認定には反対の討論とします。

○丸山議長　ほかにありませんか。

9番　西川議員。

○西川議員　9番　西川です。私も反対討論させていただきます。

まず1番に、毎年言っていることですが、不納欠損の処理に対しての甘さがいまだに残っているということに対してはもう私は憤慨しているわけですが、収入未済そのものもやはり他の町よりも多いということに関しては、職員の皆さんにとって反省していただかないかんことだと思います。不納欠損にあたっては、支払う意思なしと言われているような方に対して、いわゆる裁判の手続も何もされてないというようなところも見受けられます。そういうこともありますし、そういう意味合いにおいて、不納欠損にあたってはもっと徹底してやっていただきたいということをお願いしたい。

それから、確認申請の話でも今日も出ましたが、一度確認申請はとことん見直さないと、税収が上がらないんじゃないかなというふうに思います。今現在、野幸が稼働していますが、野幸の裏の方の土地は、建物は、税金がかかってなかった。甲良町がもらった土地と建物ですが、それも工事にかかろうとする寸前で確認申請がなされてない建物であったとか、今の今日の問題のところで確認申請が出てない。こんなのが続けて2つだけあったというようなことは考えられません。やはり、その辺はもう徹底して税収を上げるためには取り組んでもらわないかん問題だと思いますので、どうしてもこの辺の手は言っておきたい。

それと、もう一つは、不祥事に対しての一切の処分がない。これはもう絶対だめなことであります。職員の皆さんの規律を守っていく、守ってもらうため

にも、この辺のところは徹底した処分が必要だと、私は思いますので、このように意見を申し述べて反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8 番 木村議員。

○木村議員 今、反対討論で本当に厳しい、そのとおりだというふうな意見が出ておりました。私も、議員にならしてもらって12年目を迎えておるわけです。イコール12回目の決算議会をさせてもらったところでございますが、過去から本当に毎年毎年同じようなことを言っておられるなというふうに思っております。ですから、この30年度の決算を機に、町長以下皆さんの今いただいた反対討論の中身を実行すると。今まではもう決算議会が終わったらもうそれでええんやというような雰囲気があったように思いますので、それはなくして、明日からまた一步が始まるという意味を持って、皆さん、頑張ってくださいたいという思いを持って、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 国保会計について、討論いたします。

まず、国保料の引き下げ。とりわけ所得の少ない、所得のない子どもですね。

15歳未満児の人数割を廃止する。これは全国で大きな流れになっています。わずかであっても引き下げる考えが現在見受けられません。一般会計からの繰り出しがないことなど、一貫して背を向けることがあります。その冷たさが表面したような滞納額の累積であります。その上、一般会計でふれた不公平な不納欠損処理が目につきます。全国知事会が要求している1兆円の投入を政府が実行しないなら、せめて少額でも甲良町に見合う一般会計からの繰り入れを強く求めて認定反対の討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この事業は、同和対策事業の重要な柱として取り組まれました。そういう意味も込めて、終わりよければ全てよしとなる状態かといえば、そうではなかったんです。しかし、その解決策はございます。今、議論が委員会の中でもありましたように、今までつくってきたそういう滞納分、それから保証人の問題ですね。同和対策事業の始めるときからのでたらめさ、これをきちんと謝ることから始まります。清算することから始まります。こういうようにして、今の滞納になっている方についての可能な限りの分納誓約、ないしは銀行での書き替え等々、対策を強めていただいて、この問題が住新の滞納については滞納金額全体の半分以上を占めています。そういう点でも、この解決は望まれるところでもありますので、ぜひともその道に踏み出してもらおう。委員会でも、各議員の中から議論がありました。その実行を進めてもらうことを改めて強調して賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この会計についても、一元管理、つまり町の統一的な管理の必要性が今日も議論になりました。町の当局もそのことを認めています。3年か4年ほど前に、既にこの問題は私も提起しましたし、当局の方もその必要性について認めた答弁をされています。そういう点でも、これは急がねばなりません。

また、この事業そのものの会計そのものは、同和対策事業の重要な柱、つまり持ち家制度の1つの柱として取り組まれました。ですから、同和対策事業が公平に、またやってよかったというように終了をする上では、また町民の合意を整理していくと、合意を集めていく上でも、このことは大事であります。ですから、そのことをぜひ取り組んでいただくことを申し上げて、あらためて強調して、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第 6 号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第 6 号は認定されました。

次に、認定第 7 号 平成 30 年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 11 番 西澤です。介護保険の保険料は、既に容認しがたい高額となっています。暮らしを圧迫する一要因ともなっています。この低所得層がひしめく我が町で、県下一高い保険料は何としても改善しなければなりません。町政の責任ではありませんが、制度上の矛盾も幾つか指摘しないわけにはいきません。

まず、介護費用が増えれば増えるほど、保険料にはね返る仕組みで、憲法に基づく国の責任による社会保障制度とは異質なものになっています。また、所得が 1 円違うだけで、段階が異なり、年間数万円の差が生じること、また本人の負担能力を無視して、同居家族の所得を積算根拠の中に組み入れるもので、能力に応じて負担義務を負うとした原則に反するものであります。

こういった矛盾を持つ保険制度だからこそ、負担能力をはるかに超える保険料にあえいでいる町民に寄り添い、保険料利用料の軽減の断行が求められているのだと思います。そのことをいまだに実行していません。そのことを申し上げて反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第 7 号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第 7 号は認定されました。

次に、認定第 8 号 平成 30 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この事業は、もともとこの制度をつくった大臣自体も、姨捨山制度だと呼ぶぐらい、大変な差別的な制度であります。その75歳以上の高齢者の囲い込みをやめて、もとの保険制度に戻すことに尽きます。罹病率の高い高齢者だけを強制的に加入させて、医療制度もそれ以外の国民と差別的な扱いとして適正な医療を受ける権利を奪うものであります。その声を集めて、根本的に制度を改めることを、町長が連合議会において発信されることを強く求めています。

反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成30年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員会でも、私述べましたが、盗水疑惑が起きてから、水道事業のせっかく命を守る水道事業というように営まれているにもかかわらず、そういうところで不信を持たれています。

ですから、有収率の低下についても、盗水の疑惑があるのではないかというように思われます。その点でも、疑問視をされています。

そこで、やはり検査をきちっと行って、盗水の疑惑は完全に晴れましたというように宣言ができる、こういう水道事業にしていく必要がありますし、町民が自信を持って信頼をして水道事業を委託ができる、遂行できる、こういう事業にしていきたいということを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第11　議案第38号　令和元年度甲良町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

10番　建部議員。

○建部議員　補正予算の反対討論を行います。

同和対策事業が集結して23年。今や地区内に存在する残地の処分が急がれています。今から46年前の昭和48年から始まった同和対策事業は、地区内及びその周辺の宅地は、平米単価1万円。ただし、幅員4メートル以上の道路に面した宅地は、平米単価1万1,000円と決められ、用地が買収され、また譲渡、払い下げも行われてきました。

この補正で提起のあった土地、宅地ですが、甲良町大字在士字蔵替戸にある幅員歩道含めて12メートル道路に面しています。町内でもトップクラスの地価額のするところであります。

ちなみに、この9月19日に公表された県内基準地価公示価格によると、この大字在士字蔵替戸の近くの大字在士字板止810番地の宅地は平米単価2万4,700円と公示されました。提起のあった宅地を平米1万円で譲渡するとは、あまりにも不合理、適正を欠く暴挙であります。

同和対策事業とは、全くかわりのない土地。いかなる経過、理由があろうとも、30年前の覚書を参考に価格を決定したとは、見識、認識不足も甚だしいと言わざるを得ません。

よって、適正な価格で譲渡をすることを求めて、この補正予算は反対の討論とします。

○丸山議長　ほかにありませんか。

11番　西澤議員。

○西澤議員　私も、反対討論です。

これから厳しい寒さの冬に向かいます。ところが、この補正予算では、これに対応する予算が計上されていません。安倍政権は、消費税10%を強行する構えであります。プレミアム商品券など、ひとときの経済対策で町民の暮らしと経営が安定するわけではありません。かえって、暮らしと営業、地域経済は困難に直面することになるでしょう。町民の暮らし向きを少しでも直接応援する方策を打ち出してほしいと願わずにはられません。暖房費補助は、わずか

な金額でも大変喜ばれます。総合戦略に掲げた移住・定住・子育て支援策優先の諸施策の実行の姿も、この補正予算の中では示されていません。

もう一つ、今回の補正予算で計上しているM氏への土地の払い下げについてであります。奥さんと息子さんに事情を伺いました。不明なところが幾つもあるのですが、主な要点は次のようなものであります。

町が提出した覚書、町が議会に提出をした覚書は、M氏が保管していたもので、町は保管していなかった。これも今日全協の中で認められました。そのため、交渉当初、決済の済んでいる土地Bについても、代金を請求されるところだったといえます。この覚書を残しておいたので、防ぐことができたと言われます。

2つ目に、消防車庫の建設計画位置が変更された時期がいつで、その経緯を示す記録が全く示されていません。それは土地Aにかかわることであり、建設位置が変更された交渉の中に何らかの合意、あるいは容認があったと考えられます。つまり、土地Aは、M氏の実質的な所有地として使用しても差し支えないなどの容認があったと考えられます。それは、土地Aの占有に対し、町からの退去通知が一度も出されていないことも十分推認できます。少なくとも、建物の写真で現認できる平成14年から既に17年が経過、しかも役場の真正面であり、用地交渉の担当者や町幹部は、町有地に事務所が建設されている認識しないのでしょうかと言われます。建設中止の行為すらされていません。また、事務所を設置する前からM氏の実質所有地として使用されていたといえます。

よって、私は、何らかの合意はされ、あるいは容認が与えられていると見るのが自然だと思います。不法な占有だと行政が主張するなら、その根拠も示さねばなりません。その逆に、その合意も容認もないまま見過ごしているとしたら、行政の怠慢にほかならないと考えます。

もう一つの疑問は、平成28年10月6日の文中にある精肉店であった用地に関して、道路用地に一部提供した折に、代替地として土地Aに相当する広さの土地を与えたとの合意があった可能性があったとも考えられ、これは息子さんが言われています。それが消防車庫として計画されていた用地の提供となったとも考えられ、その場合、払い下げ代金をM氏が払えば二重払いとおそれがあると思われるとも言われました。

それで、私が、行政の説明が不透明で納得がいかないのので、9月議会は保留をし、12月議会で決めるとの意見も議員の中にあるがどうかと問いをかけました。用地の件は、平成2年ごろから長年かかった、やっと落ちつきかけたので、土地占有の時効成立の裁判を考えたが、息子の代にかわったので、そろそろ決着をつけたいと言われました。確かに、現時点での売却となれば、同和対策事業とは関連がない案件を同和対策事業ベースで払い下げ単価にしている

件は、ぜひ見直しが必要となります。

私は、宮川氏のケースは、平成３年以来の経過があることから、双方の最終的合意を尊重したいと考え、今回の用地払い下げと長寺の交差点角地の購入については、補正予算全体とは切り離して賛成をしたいと考えます。もし全体が、この補正予算が否決をされるならば、この売買契約の案件を独立させて提案をしていただきたいと思います。

私は、中心的に最初に述べましたように、暮らしの問題やそれから総合戦略に掲げられている町みずからの計画自体が、この補正予算の中にも一部であろうが組み込まれていないということを重視して、反対討論とするものであります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第３８号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第３８号は可決されました。

次に、日程第１２ 議案第３９号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３９号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３９号は可決されました。

次に、日程第１３、議案第４０号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４０号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４０号は可決されました。

次に、日程第１４、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２９条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第１５ 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第７５条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和元年９月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、９月５日に開会され、本日まで２０日間の会期中で、それぞれの議案に対しまして、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

本日の本会議におきまして、平成３０年度一般会計ならびに８つの特別会計の決算につきまして、全ての会計に対しまして認定をいただき、大変ありがとうございました。

議員それぞれから、決算委員会等でご指摘、ご意見をいただきましたことにつきましては、さらに改善をしていきたいと思っております。

特には、1つ、今後町税収入が減じていくことが予測されることにつきましては、今年度内に財政健全化計画を策定いたし、財政運営の中期計画を策定し、対応してまいりたいと考えております。

2つ、公金着服事件に伴う未収金問題については、収束に向けてのめどを立てるとともに、累積しております多額の未収金について、徴収対策を強化し、収納向上に一層の努力をしてまいる所存であります。

3つに、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業の特別会計は、給付と負担のあり方が国においても検討されていく中、本町においては、被保険者の保険料が増えないよう、健康づくり運動等、展開しながら広域会計運営についても、制度の改善要望を引き続き行っていくものであります。

また、本日も議論いただきました町有財産の一元管理について、また企業誘致などについては、課題を整理しながら、早急な取り組みをいたしたいと考えております。

閉会後におきましても、議員研修をはじめ、議員活動にご精励いただきますようお願い申し上げ、9月定例会のお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和元年9月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦勞さまでした。

(午後2時05分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 西 川 誠 一